

不祥事防止委員会設置要項

(設置)

第1条 この要項は、高西中学校校務運営規程第2章第10条の規定に基づき、不祥事防止委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、教職員の規範意識の高揚、学校組織として不祥事の根絶に向けた風土、文化の確立を通して、不祥事の根絶に取り組むことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、校長、教頭、体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口構成員
その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

2 女性教職員が1名以上所属するものとする。

(業務内容)

第4条 委員会は、不祥事に係る次の業務を遂行する。

- (1) 不祥事防止に係る年間研修計画の作成
- (2) 研修プログラムの企画・実施
- (3) 生徒の状況把握のためのアンケートの企画・実施
- (4) 教職員相互による不祥事防止チェック
- (5) 不祥事防止運動などの実施
- (6) PTA との意見交換

2 委員会は、月1回開催するものとする。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成22年2月5日から施行する。